

公益財団法人富山県アイバンク職員給与支給規程

(総則)

第1条 公益財団法人富山県アイバンクの職員に対する給与の支給に関しては、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

第2条 給与は、基本給、通勤手当、資格手当、コーディネーター手当、車両手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、特別手当とする。

(給与の締切日、支給日)

第3条 職員の給与（特別手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）とする。ただし、第10条に規定する特別手当を支給する月に当たっては、その都度、別に定める日とすることができる。

2 職員の給与は、前項の支給定日（前項ただし書の規定により別に定める日を含む）において、当月1日から起算し、前月末日に締め切って計算した前月分の時間外勤務手当、並びに休日勤務手当を支給する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、職員の請求により給与の支払い日の前日であっても既往の勤務に対する給与を支給する。

(1) 職員の死亡、退職および解雇のとき。

(2) 職員又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病にかかり、災害を受けたとき、又は職員の収入によって生計を維持している者が死亡したため費用を必要とするとき。

(3) 職員又はその収入によって生計を維持しているものがやむを得ない理由によって1週間以上にわたって帰郷するとき。

(給与の計算方法)

第4条 遅刻、早退、欠勤等により、所定の勤務時間の全部又は一部を休業した場合においては、その休業時間に対する基本給は支給しない。

2 選考の場合において、休業した時間の勤務時間の計算は、当該給与締め切り期間の末日において、合計し、30分未満は切り捨てるものとする。

3 給与締め切り期間の途中において、採用されたまたは退職（解雇を含む）した者の当該締め切り期間の給与は勤務した日数を日割計算により支給する。ただし、退職した者又は死亡した者に対する当月分の給与については、その全額

を支給する。

(給与の支払方法)

第 5 条 職員の給与は、法令に基づき、その職員から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(基本給)

第 6 条 基本給は、月額とし、別に定める職務による号級により支給する。

(通勤手当)

第 7 条 職員で交通機関を利用する者に対し、通勤手当として定期券等の購入費の実費を支給する。

2 自家用車で通勤の者に対し、ガソリン代の実費を支給する。

(資格手当)

第 8 条 日本アイバンク協会認定スタッフ資格、日本組織移植学会認定コーディネーター資格を取得した職員に対して支給する。

(コーディネーター手当)

第 9 条 コーディネーター業務を行う職員に対して支給する。

2 本手当は、コーディネーター業務を行う職員の平日(月曜日から金曜日の午後 10 時まで)の時間外賃金分に充当する。

(車両手当)

第 10 条 コーディネーター業務を行う職員に対して支給する。

(時間外手当、休日勤務手当)

第 11 条 所定勤務時間外又は就業規則第 10 条および第 11 条に規定する休日に勤務した場合は、時間外勤務手当又は、休日勤務手当はそれぞれ次の計算により支給する。

時間外勤務手当＝

$$\frac{\text{基本給} \times 1.2}{\text{就業規則による年間勤務時間数}} \times 1.25 \times \text{時間外勤務時間}$$

休日勤務手当＝

$$\frac{\text{基本給} \times 1.2}{\text{就業規則による年間勤務時間数}} \times 1.25 \times \text{休日勤務時間}$$

2 前項の計算において、時間外勤務又は休日勤務が深夜(午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間)に及んだ場合は、その該当する時間の計算は 1.5 倍として計算する。

(昇給)

第 12 条 昇給は、基本給について、行うものとする。

2 昇給の時期は毎年 1 月 1 日とする。

3 職員が現に受けている号級を受けるに至った時から、原則として 12 月（ただし、年齢 55 歳以上の職員を除くものとする。以下本条に置いて同じ）を下らない時期を良好な成績で勤務したときは、1 号上位の号級に昇給させることができる。

④職員の勤務成績が特に良好である場合においては、前項の規定にかかわらず、その期間を短縮し、もしくは、その現に受ける号級より 2 号級以上の上位の号級まで昇給させ又は、そのいずれかをあわせて行うことができる。

(特別手当)

第 13 条 特別手当は、7 月及び 12 月の給与支給日（以下これらの日を基準日という。）に在職する職員に対して支給する。

2 特別手当の支給額は、基準日現在における基本給に次の支給割合を乗じて得た額を基準として、勤務成績等を勘案し定めた額とする。

年間	3. 5 ヶ月
7 月	1. 5 ヶ月
12 月	2. 0 ヶ月

(端数の処理)

第 14 条 その規程の定めるところによる給与計算において、生じた 1 円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額端数計算に関する法律(昭和 25 年法律第 61 条)の定めるところに準じて行うものとする。

(実施細則)

第 14 条 その規程の実施に必要な細則については、理事長が別に定めるものとする。

附則

1. この規則を改変する場合は、理事会によって決議する。
2. この規程は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

3. この規程は、平成 19 年 12 月 17 日から施行する。